

この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。年金払積立いきいき生活傷害保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報
の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の「用語のご説明」に記載しています。
なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。
* 取扱代理店は当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し込みください。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

- (1)年金払積立いきいき生活傷害保険（「スーパーGPⅡ」）は、被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、「所定の交通乗用具（※1）による交通事故」および「交通乗用具の火災による事故」によるケガ（※2）（以下「交通傷害」といいます。）のため亡くなられたり、後遺障害を被られた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は、申込書の被保険者欄に記載のご本人のみに限定されます。
（※1）電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。
ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。以下同様とします。
（※2）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。以下同様とします。
- (2)この保険は積立型の傷害保険です。保険期間が満了したときは満期返れい金を、年金払の方法で年金としてお支払いします。なお、満期返れい金を分割せず、満了時に一括してお支払いすることもできます。詳細は後記「4. 年金（分割してお支払いする満期返れい金および契約者配当金）」の項目をご確認ください。

2 補償内容

(1)保険金をお支払いする主な場合

お支払いする保険金は次のとおりです。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
交通傷害 死亡保険金	日本国内・国外を問わず、被保険者が「交通傷害」により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	保険金額の全額をお支払いします。 （注）交通傷害死亡保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既に支払った交通傷害後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。
交通傷害 後遺障害保険金	日本国内・国外を問わず、被保険者が「交通傷害」により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被られた場合	後遺障害の程度（1級～14級）に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。 （注）交通傷害後遺障害保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既に支払った交通傷害後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額を限度にお支払いします。

(2)保険金をお支払いできない主な場合

「注意喚起情報」の「6. 保険金をお支払いできない主な場合」の項目をご確認ください。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

3 保険期間

この保険の保険期間は6年です。
なお、据置期間中および年金支払期間中の事故は保険金のお支払い対象となりません。

4 引受条件（保険金額等）

- (1)保険金額
ご契約いただく保険金額は、死亡保険金額および後遺障害保険金額です。実際にご契約いただくお客さまの保険金額については、申込書をご確認ください。
- (2)ご契約者について
個人のみのお引受けになります。
- (3)被保険者の年齢について
被保険者は、保険期間の初日の年齢が満85歳未満の方にかぎりあります。ただし、満80歳以上満85歳未満の方が加入される場合は、年金払の方法が制限されることがありますので必ず取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2. 保険料

- (1)保険料は保険金額・満期返れい金等により決定されます。実際にご契約いただくお客さまの保険料については、申込書をご確認ください。
- (2)保険料の払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
なお、このご契約について、取扱代理店が金融機関（※）である場合、お客さまからの保険料領収証の発行のご請求がないときは、保険料領収証の発行を省略します。
（※）金融機関とは、銀行（都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行等）や信用金庫、信用組合等をいいます。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお払い込みいただく一括払のみとなります。

4. 年金（分割してお支払いする満期返れい金および契約者配当金）

- (1)保険期間の満了後に満期返れい金を年金払の方法で年金としてお支払いします。なお、年金払の原資を分割せず、保険期間の満了時に一括してお支払いすることもできます。また、1回あたりの年金額は、保険期間の満了時における金利情勢を勘案した利率により計算して決定します。
- (2)年金払の方法は、保険期間の満了前に年金支払期間を3年から6年までの整数年で設定していただきます。年金は年1回のお支払いとなります。なお、据置期間は、5年以内とし、年金支払期間と合わせて8年以内とします。
- (3)被保険者について、死亡保険金をお支払いした場合、または、同一保険年度に生じた事故で後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その原因となった傷害事故が発生した時点で、ご契約は効力を失います。この場合、満期返れい金はお支払いしません。
- (4)積立部分の保険料は、当社が責任をもって運用し、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。
ただし、積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。

5. 解約返れい金の有無

- (1)ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。満期前にご契約を解約される場合は、経過年月数により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い込まれた保険料を下回ります。解約返れい金の額等の詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- (2)保険期間の満了後、年金払の方法でお支払いしている途中で、年金払を中止（契約者死亡による年金払の中止も含みます。）してお支払いする場合の一括払金は、以下の算式のとおりのりとなります。

$$\text{一括払金} = \text{保険期間満了日における満期返れい金等の額} - \text{既にお支払いした年金の合計額}$$

6. 契約者貸付制度について

ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。なお、ご用立てできる金額は、当社の定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または保険期間の満了直前5か月以内のご契約については、ご用立てできません。（据置期間中および年金支払期間中もご用立てできません。）

7. 取扱代理店が金融機関の場合

- (1)「年金払積立いきいき生活傷害保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがいまして、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払込み済みの保険料の返済は保証されておりません。
- (2)「年金払積立いきいき生活傷害保険」契約のお申込みの有無が、金融機関とお客さまとの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。

<用語のご説明> この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
据置期間	保険期間満了日から第1回年金支払日までの期間をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
年金払	保険契約者が年金の支払期間等を指定し、当社が、一定年数にわたり、満期返れい金および契約者配当金を分割して支払うことをいいます。
年金払の原資	満期返れい金および契約者配当金をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険期間の満了	保険期間の終期までご契約が有効に存続することをいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

<p>●当社への相談・苦情・お問い合わせ</p> <p>ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。</p> <p>【窓口：カスタマーセンター】</p> <p>0120-888-089</p> <p>（受付時間） 平日 午前9時～午後8時 土日祝日 午前9時～午後5時 （12月31日～1月3日は休業）</p>	<p>●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）</p> <p>当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】</p> <p>0570-022808</p> <p>（受付時間） 平日 午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （http://www.sonpo.or.jp/）</p>	<p>●事故が起こった場合</p> <p>事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。</p> <p>【窓口：事故サポートセンター】</p> <p>0120-727-110</p> <p>（受付時間） 24時間365日</p>
--	---	---

重要事項等説明書・・・（お客様へ）重要なことごら説明してあります。ご契約前に必ずお読みください。※はじめに切り離してあります。

注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおり、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

平成26年7月



1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

【お申し出できる期間】

クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

ご契約を申し込まれた日

本書面を受領された日

【お手続き方法】

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に当社の本社に必ず郵便でご通知ください。

【お申し出を受付できない場合】

- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

【宛先およびご通知いただく事項】

<宛先> 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
株式会社 損害保険ジャパン クーリングオフ受付デスク（本社）行
※平成26年9月1日以降に、お申し出のお客さまは、宛先会社名を「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」に変更をお願いいたします。

<ご通知いただく事項>

- ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- ご契約を申し込まれた年月日
- ご契約を申し込まれた保険の次の事項
保険種類、証券番号（申込書控の右上に記載してあります。）または領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。）
- 取扱代理店・仲立人名



【お支払いになった保険料の取扱い】

クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、当社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、当社が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。

【クーリングオフができない契約】

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約 ●法人または社団・財団等が締結したご契約
- 質権が設定されたご契約
- 保険金請求権または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

2. 告知義務等

1 契約締結時における注意事項（告知義務等）

- (1)申込書の記入にあたっての注意点
申込書にご記入いただく内容は、当社が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。

<告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険、年金積立いきいき生活傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 口頭でお話し、または資料を提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

- (2)死亡保険金受取人の変更について
死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- (3)ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について
当社は、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。
- (4)米国への納税義務等に関するご確認
米国の税法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」および日本国政府と米国政府との「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、積立型の保険契約へのご加入にあたっては、下記に該当しない旨を宣誓していただきます。なお、下記に該当する場合は、所定の書面をご提出していただきますのでお申し出ください。
【個人のお客さまの場合】 米国における納税義務者
【法人のお客さまの場合】 米国に登録された非上場の法人、または、議決権等の25%超を直接・間接に米国法人あるいは米国法人に保有されている非上場の法人

保険契約の締結後であっても、ご事情が変わったことにより上記に該当すると推測される場合などは、所定の書面の提出をお願いすることがあります。

2 契約締結後における留意事項

- (1)住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または当社までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または当社までご連絡ください。
- (2)保険証券について
①保険証券（または写）は、ご契約内容を記載している重要な書面です。その内容および添付のご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認のうえ、大切に保管してください。保険証券は満期時に満期返れい金をお支払いする際に必要となります。
②ご契約締結日より1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ただし、保険料を満期返れい金から充当する更改契約の保険証券については、1か月を超える場合がありますのでご注意ください（保険証券は、保険期間の初日以降に送付します）。
- (3)保険金をお支払いした後の保険金額、満期返れい金の取扱いについて
保険金は、何回お支払いしても、次の保険年度より保険金額が減ることはありません。ただし、被保険者の死亡保険金をお支払いした場合、または同一保険年度内に生じた事故で後遺障害の保険金額の全額をお支払いした場合は、その原因となった傷害事故が発生した時点で、ご契約は効力を失います。この場合、満期返れい金はお支払いしません。
- (4)重大事由による解除等について
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合やご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または当社までご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3. 責任開始期（保険の補償が開始される時期）

保険責任は保険期間の初日の午後4時（申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。保険料は、ご契約と同時に前払いいただきます。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

- (1)事故が発生した場合は、ただちに当社、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (2)保険金の請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに以下の書類のうち当社が求めるものをご提出ください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③	ケガの程度が確認できる書類	死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

- (注1)事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち当社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- (3)前記(2)の書類をご提出いただくなど、約款に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

5. 年金、満期返れい金または解約返れい金等の請求について

- (1)年金、満期返れい金または解約返れい金等のご請求にあたっては、以下の書類のうち当社が求めるものをご提出ください。

- ①満期返れい金等（または解約返れい金等）請求書
- ②保険証券または年金支払証書^(※)
- ③ご契約者の印鑑証明書

(※)年金支払証書は、保険期間満了時に取扱代理店または当社からご案内する所定のお手続きが完了した後に発行します。

なお、保険証券の紛失等、特殊な事情がある場合は上記以外の書類のご提出をお願いする場合があります。詳しい内容につきましては、保険期間満了もしくは解約手続き等の際に取扱代理店もしくは当社からご案内します。

- (2)年金、満期返れい金または解約返れい金等のお支払日は以下のとおりとなります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

年金または満期返れい金	解約返れい金等
①年金払の方法でお支払いの場合 ア. 第1回年金 ■第1回年金支払日を保険期間満了日とする場合は、保険期間満了日の翌営業日 ■第1回年金支払日を保険期間満了日としない場合は、年金支払証書に記載の第1回年金支払日 イ. 第2回以降の年金 年金支払証書に記載の年金支払日の毎年の応当日 ②一括でお支払いの場合 保険期間満了日の翌営業日	返れい金の支払事由の発生日（解約日等）またはお手続きの完了日のいずれか遅い日の翌日から20日以内の日とします。

(注)ただし、①②とも、所定の期日までにお手続きが完了しなかった場合は、保険期間満了日、年金支払日またはお手続きの完了日のいずれか遅い日の翌日から20日以内の日とします。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

- 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- 酒気を帯びた状態での運転、無資格運転をしている間に生じた事故または麻薬等の影響下での運転中の事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（原因がいかなる場合であってもお支払いしません。）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
- 戦争、暴動（テロ行為を除きます。）等による事故
- 船舶乗組員、漁業従事者の方等が職務のため、船舶に搭乗している間の事故
- 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間、またはその航空機に搭乗することと職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故
- 職務として従事中の運搬作業または点検、整備作業等に直接起因して生じた事故 など

7. 解約と解約返れい金

「契約概要」の「5. 解約返れい金の有無」の項目をご確認ください。

8. 保険会社破綻時の取扱い（平成25年9月現在）

- (1)引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金、年金、満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- (2)この保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金、年金、満期返れい金および解約返れい金等の9割^(※)までが補償されます。
(※)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、補償割合が追加で引き下げとなる場合があります。
また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合は年金、満期返れい金および解約返れい金等が上記補償割合を下回ることとなります。なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

9. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①当社が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。
- ④当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。当社の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については当社公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

- 当社への相談・苦情・お問い合わせ
ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
- 事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：カスタマーセンター】

0120-888-089

（受付時間）
平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時
（12月31日～1月3日は休業）

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808

（受付時間）
PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
（受付時間）
平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

（受付時間）
24時間365日